

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和7年（2025年）5月7日（諮問第246号）

答申日：令和8年（2026年）5月1日（答申情第203号）

事案名：知事に報告した「知事への直行便」及び「県への提案」の全部不開示決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、「知事への直行便」及び「県への提案」（以下「知事への直行便等」という。）について、令和6年（2024年）12月27日に行った不開示決定は妥当である。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和6年（2024年）12月2日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下について開示請求を行った。
 - (1) 「知事への直行便」対応が蒲島（前）知事から木村知事に切り替わってから、6月11日までに届いた知事への直行便等が木村知事に報告されるとき「区分」がわかる一覧（以下「本件開示請求1」という。）
 - (2) 木村知事に報告された知事への直行便等（以下「本件開示請求2」という。）
- 2 令和6年（2024年）12月27日、実施機関は、本件開示請求1に該当する行政文書として「6月11日まで受付を行った県への提案に関する知事に報告した一覧表」を特定し、一部を開示する決定を行った。また、同日、本件開示請求2について、本件請求文書に該当する行政文書として「知事に報告した『知事への直行便等』」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その内容全てが条例第7条第2号（個人に関する情報）及び同条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当することを理由に不開示決定（以下「原処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和7年（2025年）2月18日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して原処分を不服とする審査請求を行った。
- 4 令和7年（2025年）5月7日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、部分開示決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書の要旨

実施機関が該当するとしている条例第7条第2号については、部分開示とすることによって十分回避できる。

条例第7条第6号についても、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことがないよう配慮した部分開示とすれば、広く忌憚のない提案等を寄せてもらうことに支障はない。

特定の個人を識別できる情報と、広く忌憚のない提案等を寄せてもらうために障害となる部分を不開示としての開示を求めるため、本審査請求を提起した。

(2) 反論書の要旨

特定の個人を識別することができる部分があるとしても、その部分を不開示とし、現状説明だけの状態にすれば、個人の権利利益を害するおそれはない。

住所（都道府県）と県からの回答（要・不要）の記載内容については、特定の個人を識別することができず、個人の権利利益を害するおそれもない。

本件不開示決定は、条例第8条第2項の「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」が実践されているとは言えない。

条例第8条関係には「部分開示の規定は、原則開示の趣旨に即して設けられたものであり、行政文書の開示を行うに当たっては、請求者の開示請求権ができるだけ尊重されるように判断するものとする。」とあり、仮に開示請求人が指定した期間に限って、特殊な提案等ばかりが集中していたとしても、全部不開示はあり得ない。

「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」及び「事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」に該当する部分のみを不開示とするという、規定等を遵守する形で再度精査し、それでも不開示とせざるを得ない部分を不開示とする部分開示決定を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書の要旨

条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」及び条例第7条第6号に規定する「事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、不開示決定とした。

本件不開示情報が記載された部分を除いた部分については、公表情報（項目）のみとなり、有意の情報が記録されていないと認められることから、全部を不開示とした。

2 説明聴取の要旨

(1) 知事への直行便等について

「知事への直行便」は、平成3年から継続して実施してきた県の広聴事業であり、県民から県政に対する提案や意見をいただき、施策の参考にするとともに、県の考え方を回答する制度として運用してきた。令和6年4月に木村知事が就任したことに伴い、この制度を引き継ぐ形で、新たに「県への提案」制度を開始した。これは、県民から寄せられた提案等を県政運営に活かし、寄せられた内容に対する県の取組方針や考え方を提案者へ回答する個別広聴制度である。

また、公表について、本件開示請求1及び2が行われた当時は、寄せられた提案の中から年間20件（上期10件、下期10件）を選定し、件名のみを1行程度で要約し、県からの回答は、個人情報を除きほぼ原文のまま公表していた。

(2) 条例第7条第2号該当性について

知事への直行便等のうち、氏名、住所（郵便番号）、住所（市区町村、番地、建物名、階など）、電話番号、メールアドレスの情報は、いずれも個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当すると判断し、不開示とした。

(3) 条例第7条第6号該当性について

県政に対して広く忌憚のない提案等を寄せてもらうためには、住所や氏名等に限らず、提出者が発信した情報の秘匿性が確保されることが不可欠である。仮に、提出者の意思に関わらず提案内容が第三者に公開される可能性がある場合、県民が提案すること自体をためらうおそれがあり、県民から広く意見を聴取し施策の参考にするという本制度の目的に支障を生じることが明らかであるため、その記載内容全てが条例第7条第6号に該当すると判断し、不開示と

した。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、原処分
の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 原処分について

実施機関は本件開示請求2の内容から、本件対象文書を特定し、個人に関する
情報であって特定の個人を識別することができる情報であること、また事務又は
事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由に条例第7条第2号
及び同条第6号に基づき、全部不開示決定を行った。

2 原処分の妥当性について

(1) 条例第7条第6号の規定について

条例第7条第6号は、次の情報を不開示情報と規定している。

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人
若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることによ
り、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業
の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(以下省略)

(2) 条例第7条第6号該当性について

第4の2(1)のとおり、知事への直行便等は、県民から寄せられた提案等
を県政運営に活かし、寄せられた内容に対する県の取組方針や考え方を提案者
へ回答する個別広聴制度であり、実施機関では、一部の提案について、簡潔に
要約した件名のみを公開していたとのことであった。そのため、その提案の内
容が氏名、住所等に限らず、一部でも公開された場合、県政に対して広く忌憚
のない提案等を寄せてもらうために不可欠である情報の秘匿性が確保されず、
県民が本制度を利用することをためらうおそれがあり、県民から広く意見を聴
取し施策の参考にするという県の広聴事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
れがあると認められる。

以上のことから、本件対象文書に記録された情報は、全て条例第7条第6号
に該当するため、不開示とした原処分は妥当である。

(3) 条例第7条第2号該当性について

上記(2)のとおり、本件対象文書に記録された情報は、全て条例第7条第
6号に該当するものと認められることから、本号の該当性については判断しな
い。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和7年（2025年） 5月 7日	・ 諮問（第246号）
令和8年（2026年） 2月10日	・ 審議
令和8年（2026年） 3月10日	・ 審議
令和8年（2026年） 4月16日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

部会長 大日方 信春

委 員 伊豆野 和代

委 員 竹本 正盛